

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年5月28日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	新光中国A株プラス
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成30年4月11日から平成30年10月10日まで) 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

「新光中国A株プラス」につきまして、繰上償還（信託終了）する予定です。この繰上償還（信託終了）における手続きを開始するに当たり必要な記載の追加および記載事項の一部変更のため、平成30年4月10日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、「第一部 証券情報（7） 申込期間」、「第一部 証券情報（12） その他」および「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（3） 信託期間」につき、繰上償還に関する記載を追記することとし、以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

_____部分は、訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

平成30年 4月11日から平成30年10月10日までです。

申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

平成30年 4月11日から平成30年10月10日まで^(注)です。

申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(注)繰上償還（信託終了）が決定した場合には、購入の申込期間は平成30年 6月27日までとなります。繰上償還（信託終了）については(12)その他をご参照ください。

(12)【その他】

<訂正前>

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<訂正後>

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<繰上償還（信託終了）の予定について>

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための手続きを行います。

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは平成24年7月17日に設定し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、平成30年2月末時点の受益権口数は約0.87億口となっており、信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（30億口）を下回る状態が継続しております。弊社といたしましては、当ファンドの運用の基本方針に従った運用が困難な状況となっていることから、信託約款の規定に基づき信託を終了することが受益者の皆さまの利益に資するとの判断をいたしました。

2. 繰上償還（信託終了）の日程

<u>受益者の確定日</u>	<u>平成30年5月29日</u>
<u>書面による議決権の行使期限</u>	<u>平成30年6月15日まで</u>
<u>書面決議の日（繰上償還（信託終了）の可否が決定される日）</u>	<u>平成30年6月18日</u>
<u>繰上償還（信託終了）予定日</u>	<u>平成31年1月9日</u>

3. 書面による決議（書面決議）について

・書面による議決権の行使については、平成30年5月29日現在の受益者の皆さまを対象としております。平成30年5月30日以降に取得された受益権口数（平成30年5月28日以降に取得申込みをされた受益権口数）は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。

・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、当ファンドの繰上償還（信託終了）は行いません。

書面決議の結果は、平成30年6月18日（書面決議の日）以降、委託会社のホームページ（<http://www.am-one.co.jp/>）でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成34年7月11日までとします。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成34年7月11日までとします。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。^(注)

(注)繰上償還(信託終了)が決定した場合には、信託期間は平成31年1月9日までとなります。